

【県外在住者向け】

岡山県狩猟者登録に係る手数料等のコンビニ等納付方法について

岡山県で狩猟者登録を行う際、免許種別ごとに狩猟者登録手数料と狩猟税の納付がそれぞれ必要です。

手数料と狩猟税の納付は、県出先機関に設置されている専用の収納端末（POSレジ）で行うことができるほか、お住まいの地域のコンビニ等でも納付が可能です。

コンビニ等での納付する場合は、以下の方法に沿ってお手続きをお願いします。

※納付後に発行される納付済証は、狩猟者登録申請に必要となります

1. コンビニ等での納付手順

1) 納付書発送依頼

- ・別紙「狩猟者登録申請に係る納付書発送依頼書」に狩猟者登録手数料と狩猟税の納付件数等を記入し、以下の送付先へ送付してください。
- ・送付方法は、郵送、ファクシミリ、メールのいずれかの方法をお願いします。

※送付費用は依頼者で負担いただきますようお願いいたします。

○送付先

岡山県 農林水産部 農村振興課 鳥獣害対策室

（住所）〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号

（電話番号）086-226-7439 （FAX）086-224-1109

（メールアドレス）choujuugai@pref.okayama.lg.jp

上記の送付先に依頼書が届きましたら、依頼書の記載いただいた送付先に狩猟者登録手数料及び狩猟税の納付書を郵送させていただきます。（依頼から1週間程度お時間を頂く場合があります）

2) 納付書による納付

申請者のお手元に納付書が届きましたら、以下の対応窓口にて、納付をお願いします。**納付は現金のみの支払いとなります**ので、ご注意ください。

○対応窓口

（コンビニエンスストア）

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、セイコーマート、ハマナスクラブ、ハセガワストア、タイエー、MMK設置店

（金融機関）※県外に所在する金融機関

中国銀行、トマト銀行、みずほ銀行、しまなみ信用金庫東条支店、ゆうちょ銀行・郵便局（鳥取、島根、広島、山口県内のみ）

※納付の際は納付書を切り離さず上記の対応窓口まで持参ください。

3) 納付済証の申請書等への貼り付け

窓口で納付いただきますと、以下のとおり納付済証等が渡されますので、このうち、一番右側の納付済証を切り離していただき、以下の貼り付け例を参考に、狩猟者登録申請書及び狩猟税納付書の「納付済証」欄に貼り付けてください。

その他必要な書類と併せて、3. の「鳥獣害対策室」まで提出してください。

○納付済証等

The diagram illustrates the documents provided upon payment. It shows a receipt (領収済通知書) and a payment certificate (納付済証). The payment certificate is marked with a red box and labeled '本人保管' (Keep for yourself). The payment receipt (納付書) is marked with a blue box and labeled '申請書・狩猟税納付書に添付' (Attach to application and hunting tax payment form).

○納付済証の貼り付け例

(狩猟者登録申請書)

(狩猟税納付書)

The diagram shows the placement of the payment certificate on the hunting license application form. The payment certificate is placed in the '納付済証' (Payment Certificate) field, which is circled in red. A blue arrow points from the payment certificate to the application form.

The diagram shows the placement of the payment certificate on the hunting tax payment form. The payment certificate is placed in the '納付済証貼付欄' (Payment Certificate Attachment Field), which is circled in red. A blue arrow points from the payment certificate to the payment form.

※納付後、領収印の押印された納付済証（納付書の右端）を、申請書及び狩猟税納付書の納付済証欄へ貼り付け

「納付書兼領収書」の貼付は受け付けられません。
必ず「納付済証」を貼付してください。

2. 納付に当たっての注意事項

- ・納付書が複数枚同封されている場合は、すべて処理していただく必要があります。
- ・納付済証を申請書等に貼り付ける際は、納付者名欄の余白に、申請者の氏名を記入してください。

※金融機関及び郵便局でお支払いの場合は納付前、コンビニでお支払いの場合は納付後に氏名を記入してください。(コンビニでの納付の場合は、納付前に手書き文字を記入されますと、使用できなくなります)

- ・納付済証を申請書等に貼り付ける際は、記入事項が隠れないようにご注意ください。
(クリップ等で申請書に付けていただいても構いません。)

3. お問い合わせ先及び申請書類等送付先

コンビニ等納付の方法についてご不明な点がございましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

岡山県農林水産部 農村振興課 鳥獣害対策室
(住所) 〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号
(電話番号) 086-226-7439 (FAX) 086-224-1109
(メールアドレス) choujuugai@pref.okayama.lg.jp